

注記表

1 重要な会計方針に係る事項の注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② たな卸資産

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	7 年～39 年
建物附属設備	3 年～17 年
構築物	10 年～40 年
医療機器	4 年～10 年
工具器具備品	3 年～15 年
車両運搬具	2 年～6 年
リース資産	リース期間定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(5) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

2 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,330,412 千円

(2) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
工具器具備品	20,503	11,552
車両運搬具	44,841	19,932
計	65,345	31,485

(3) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

	内 訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	医療施設食事療養費支援金	秋田県	787	-
2	バレーボール競技派遣費補助金	秋田県	290	-
3	介護職員処遇改善支援補助金	秋田県	734	-
4	介護職員処遇改善支援補助金	秋田県	251	-
5	看護補助者処遇改善事業補助金	秋田県	1,090	-
6	介護保険施設物価高騰対策事業補助金（入所・通所・複合系）	横手市	2,085	-
7	介護保険施設物価高騰対策事業補助金（食費）	横手市	1,549	-
8	介護保険施設物価高騰対策事業補助金（訪問系）	横手市	100	-
9	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（通所）	横手市	315	-
10	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（宿泊）	横手市	429	-
11	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（通所食費）	横手市	115	-
12	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（宿泊食費）	横手市	217	-
13	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（就労継続支援）	横手市	270	-
14	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（就労移行支援）	横手市	90	-
15	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（共同生活援助）	横手市	416	-
16	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（共同生活援助食費）	横手市	211	-
17	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金（計画相談支援）	横手市	100	-
	合 計		9,052	-